

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る

許可申請の手引

令和6年10月



都市整備部開発調整課

目 次

1	目的及び趣旨	1
2	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（案）	3
3	許可を要する工事	3
4	許可を要しない工事	5
5	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請	
5-1	許可申請手続の流れ	8
5-2	住民周知	10
5-3	標準処理期間	12
5-4	設計者の資格	12
5-5	許可申請に必要な書類	13
5-6	許可申請手数料	18
5-7	標識の掲示	19
5-8	変更許可及び変更届	20
6	定期報告及び検査等	
6-1	定期報告	21
6-2	中間報告	22
6-3	中間検査	23
6-4	完了検査等	23
7	手続一覧	24
8	その他の留意事項	25

1 目的及び趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法は、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を契機として、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

この法律に基づき指定された、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

本手引きに記載の法令等名及び用語の定義は、下表のとおりです。

表 1 - 1 法令等名

略称	法令等名
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
条例	豊田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 5 年条例第 72 号）
細則	豊田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成 10 年規則第 30 号）
手続条例	豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（平成 29 年条例第 2 号）

表 1 - 2 用語の定義

用語	定義
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（擁壁等で法面を保護する場合も含む。）。ただし、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの。
崖面	崖の地表面
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物 土砂：次の①から⑤までのいずれかに該当するもの ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの 岩石：石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

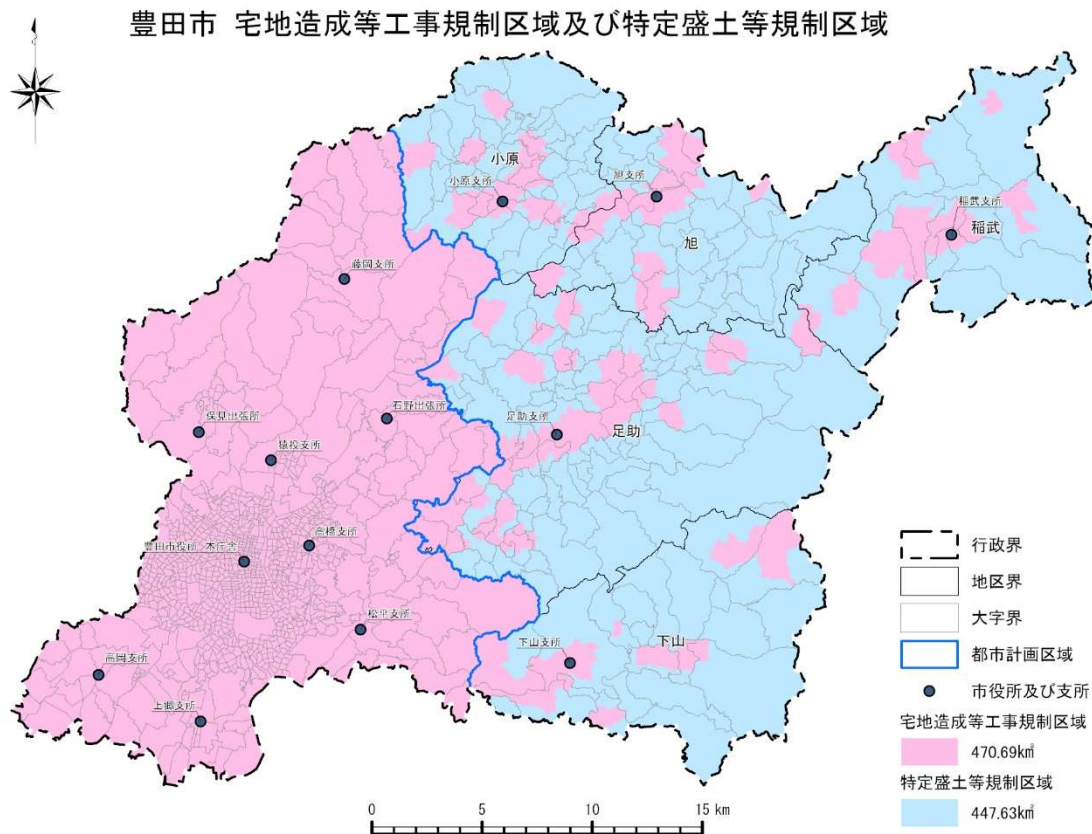
宅地造成		宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で許可を要する規模のもの
特定盛土等		宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいもので、許可を要する規模のもの。（本市では、条例により宅地造成許可を要する規模と等しいものとする。）
土石の堆積		一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石（土砂若しくは岩石又はこれらの混合物）を一時的に堆積する行為で、土石の堆積の許可期間が 5 年以内のもの
宅地造成等		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
擁壁等		擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
宅地造成等工事規制区域（宅造区域）		市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域（特盛区域）		市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
盛土タイプ	平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
	腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
	谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
溪流等		渓床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形（山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの） 0 次谷：常時流水のない谷型の地形で、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形
溪流等の範囲		溪流等の底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲
崖面崩壊防止施設		擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設
工事主		宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者		宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事主の役員等		・工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）

2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

豊田市の「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」は図2のとおりです。詳細はホームページをご確認ください。

なお、豊田市では「豊田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」の規定により、いずれの規制区域においても、許可が必要な規模は同一となります。

図2 規制区域図



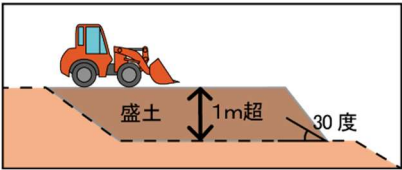
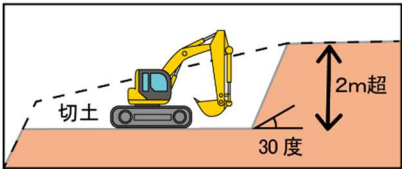
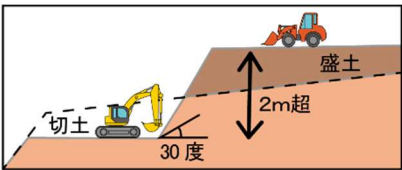
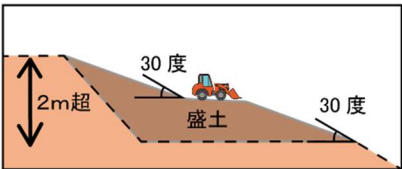
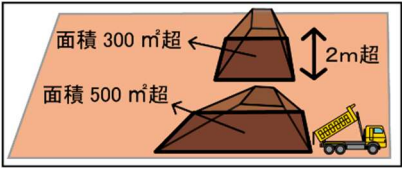
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/toshikeikaku/1030027/1057351/1058118.html>



3 許可を要する工事

規制区域内において行う一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（表3）については、許可を受ける必要があります。なお、当初許可対象規模未満の工事でも、許可対象規模に変更する場合は改めて盛土規制法の許可が必要です（開発許可の変更許可により、許可対象規模に変更する場合も盛土規制法の許可が必要です。）。

表3 許可を要する工事の規模

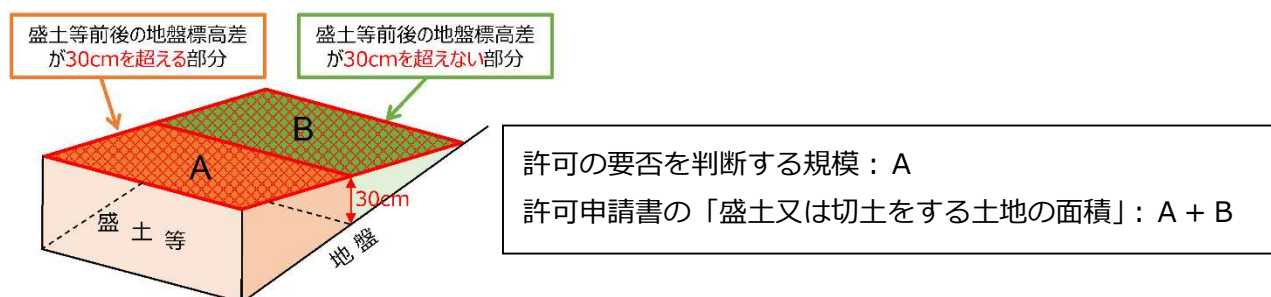
宅地造成、特定盛土等		
①		盛土で高さ※ ¹ 1 m超の崖 ができる工事 ※最下端から最上端までの垂直高さ
②		切土で高さ※ ¹ 2 m超の崖 ができる工事
③		盛土と切土を同時に行い高さ※ ¹ 2 m超の崖 ができる工事（①、②以外）
④		盛土で高さ※ ¹ 2 m超の工事 (①、③以外)
⑤		①～④以外で盛土又は切土を行う土地の 面積 500 m²超 の工事（高さ※ ² 30cm 超の盛土又は切土に限る） ※図3参照
土石の堆積		
⑥		以下のいずれかに該当する工事 最大堆積時に ・高さ 2 m超かつ面積 300 m²超 の工事 ・ 面積 500 m²超 の工事（高さ※ ² 30cm 超の堆積に限る）

※1 盛土又は切土の最下端から最上端までの垂直高さ

※2 同一の位置における標高差

⑤の場合における面積の算定方法は図3のとおりです。

図3 ⑤における面積の算定方法



4 許可を要しない工事

以下の表4に掲げる工事については、法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可は不要です。ただし、工事完了後に災害が発生するおそれのある危険な状態になっている場合は、法第23条又は第42条の規定による改善命令を受ける可能性があるため、各種法令等に適合した適切な工事を行ってください。

表4 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 ^{注1} (法第2条第1項第1号) (政令第2条) (省令第1条)	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項、第27条第1項、第30条第1項) (政令第5条第1項、第27条、第29条第1項) (省令第8条第1項)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事^{注2} ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積^{注3}であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^{注4}又はその付近^{注5}に堆積するもの
みなし許可となる工事 (法第15条、第34条)	・国又は都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・開発許可（都市計画法第29条第1項、第2項の許可）を受けて行われる工事
届出が必要となる工事 (法第21条、第40条)	・規制区域の指定の際、既に行われている工事 ・高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合（許可を受けたものを除く） ・公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合（許可を受けたものを除く）

その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為^{注6}（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、前後の土地の標高差が 30 cmを超えない表土の補充） ・開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等 ・自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する行為 ・建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削および埋戻し ・地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻し ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（ただし、主たる商品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等の敷地内の土石の堆積は許可必要） ※土石に該当しない商品又は製品の例：生コンクリート、コンクリート二次製品 ・建築物等の工作物の解体工事により崖面が生じる工事（ただし、既存の切土に該当するため改善命令や勧告対象となる）
注 1 公共施設用地を宅地に変更する場合は、許可が必要です。 注 2 詳しくは、当市森林課で確認してください。 注 3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。 注 4 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類で工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います（図 4 - 1、図 4 - 2）。 注 5 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します（図 4 - 3）。 注 6 詳しくは、当市農業委員会で確認してください。	

図 4 - 1 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 1）

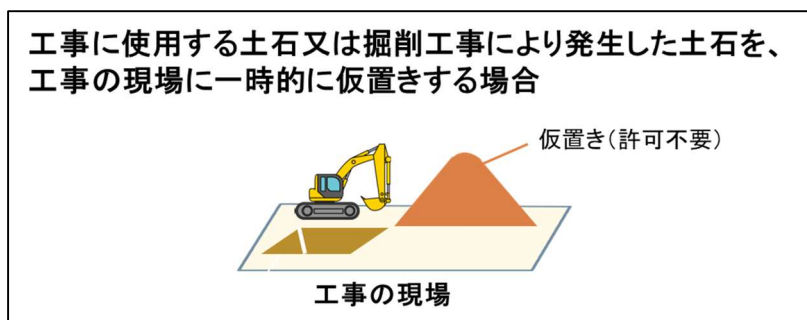


図 4 - 2 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 2）

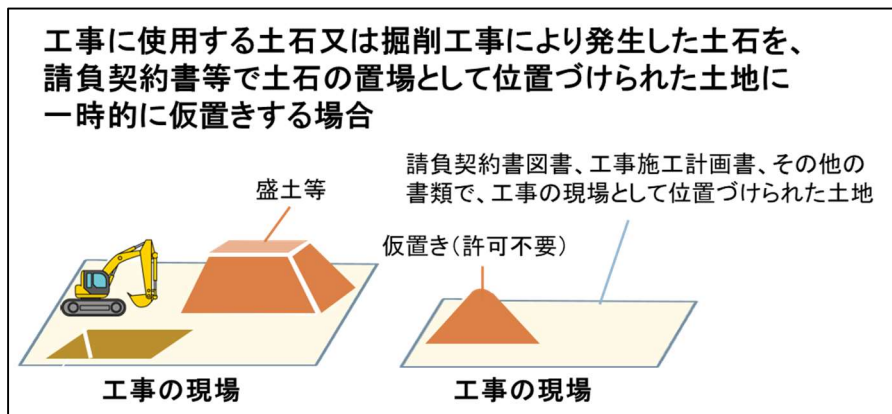
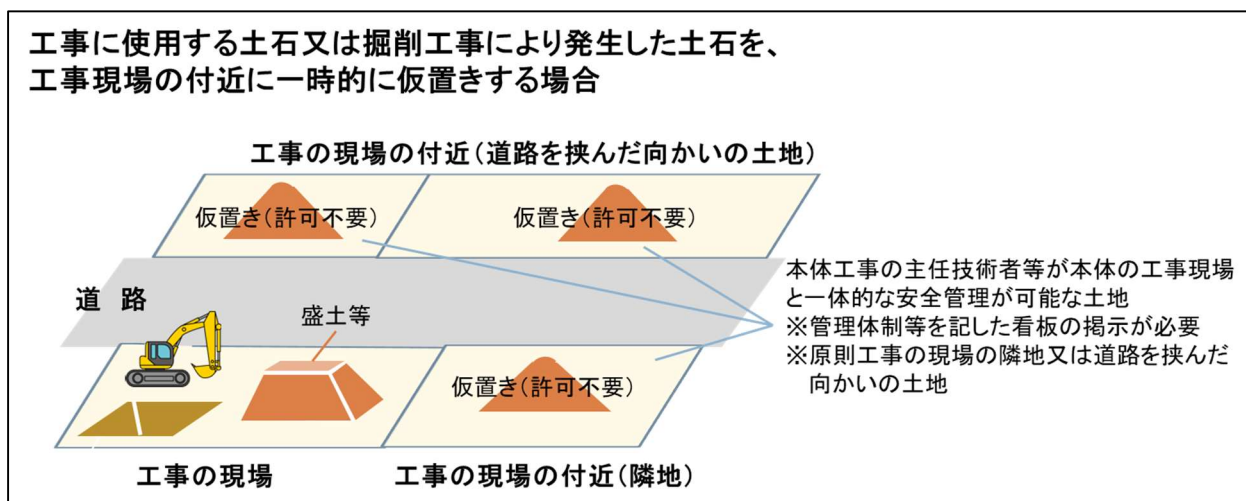


図 4 - 3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（その 3）



5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請

5-1 許可申請手続の流れ

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続の流れを図5-1に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図5-2に示します。

図5-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続の流れ

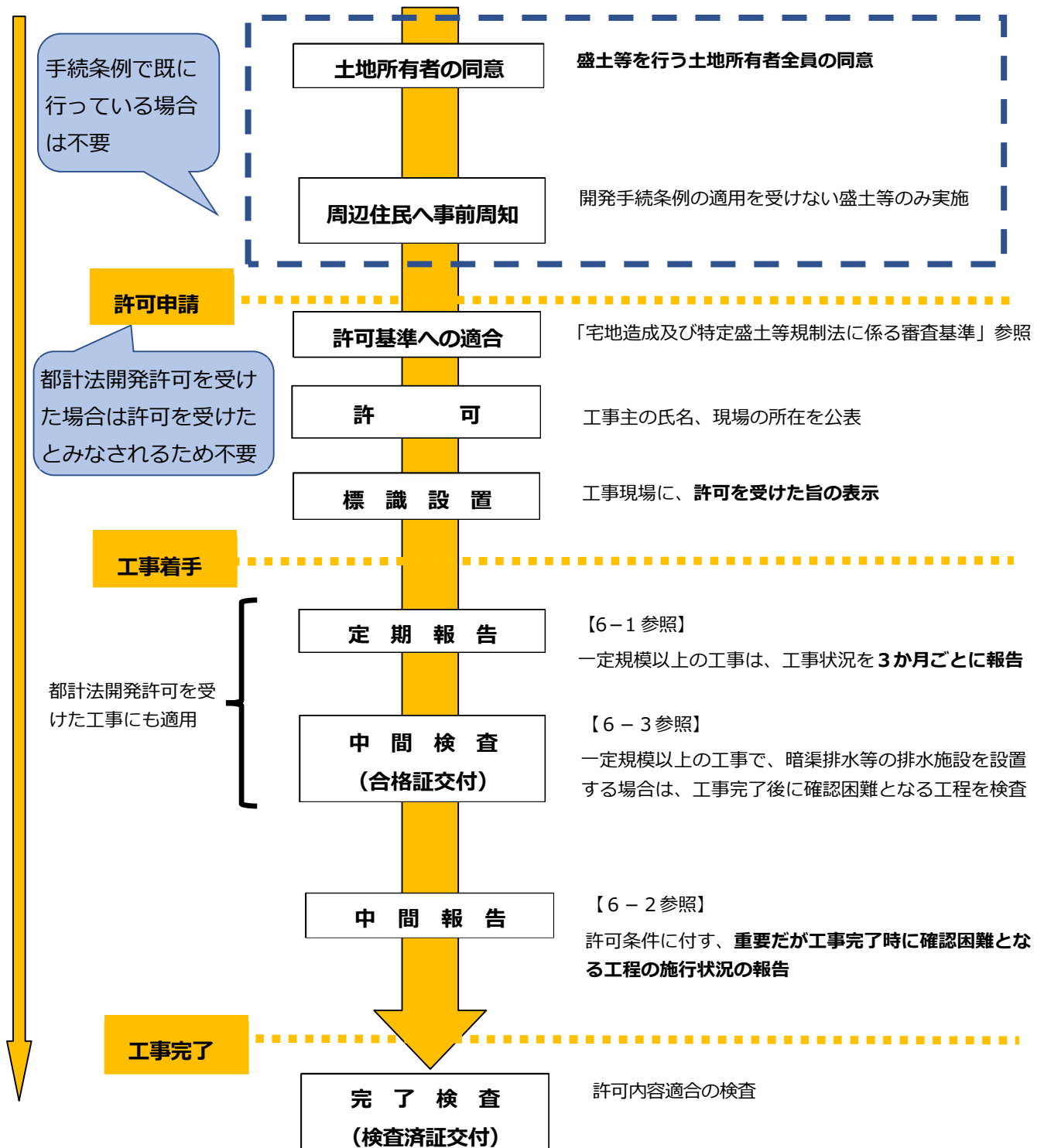
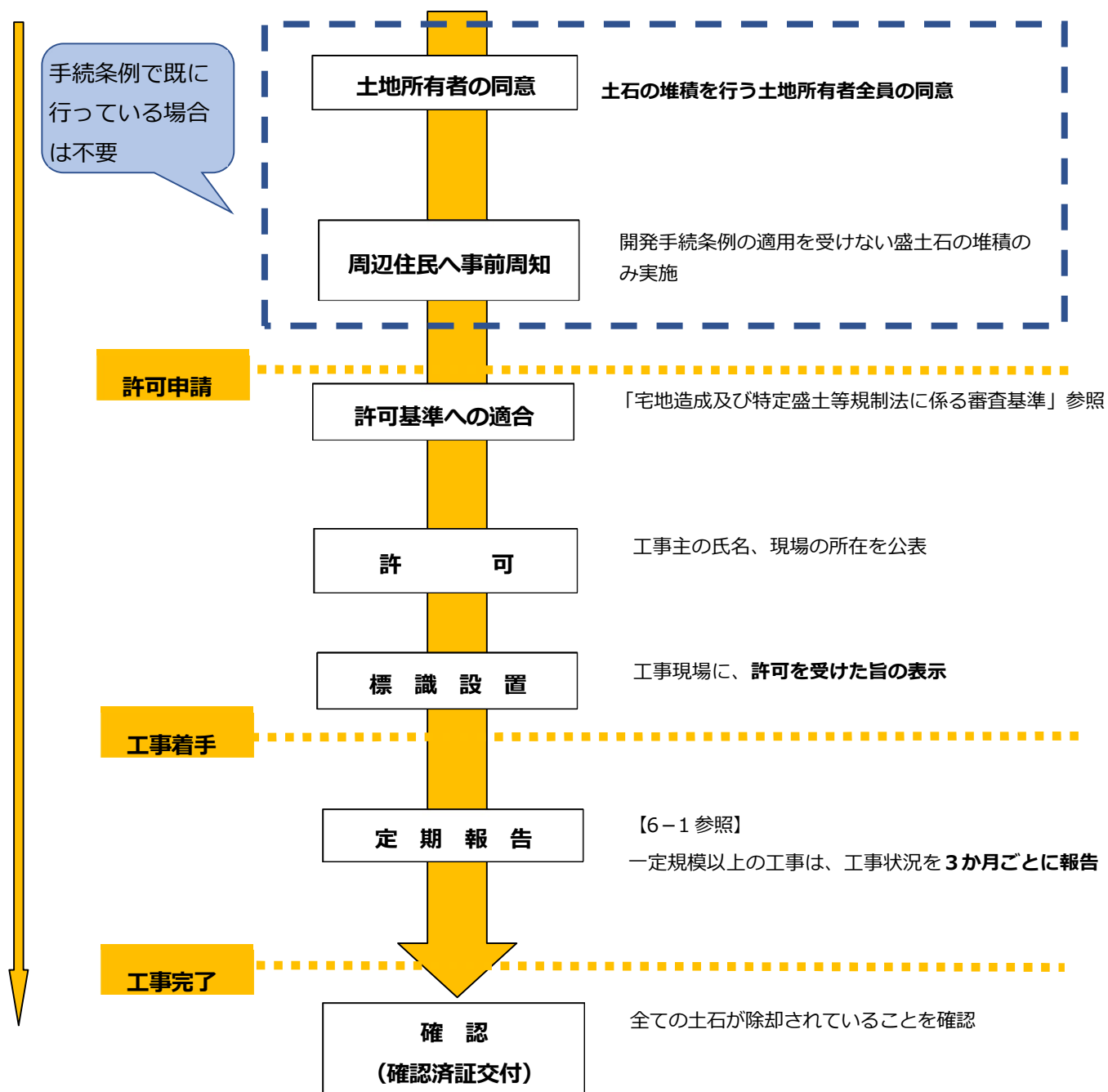


図5-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ



5-2 住民周知

宅地造成等で許可が必要な工事を行う場合は、あらかじめ、住民等（居住者、建物所有者、建物占有者、事業区域及び住民周知の範囲に属する自治区の代表者）への周知を行う必要があります（法第11条、第29条）。

（1）周知範囲等は表5-1をご確認ください。

表5-1 住民周知の範囲

盛土等の区分	住民周知範囲	模式平面図 (枠内：住民周知範囲)	模式断面図
平地盛土 土石の堆積	$L \leq 2H$ L：住民周知範囲 H：盛土高		
切土	$L \leq 2H$ L：住民周知範囲 H：盛土高		
腹付け盛土	$\ell \leq 5h$ h：盛土のり肩までの高さ ℓ ：住民周知範囲（盛土のり肩から下方の水平距離）		
腹付け盛土のうち、 ℓ の中に に溪流のあるもの	$\ell \leq 5h$ h：盛土のり肩までの高さ ℓ ：住民周知範囲（盛土のり肩から下方の水平距離） ℓ 以内に溪床が存在する場合は 溪床勾配2°以上かつ溪流から両 幅2.5mの区間。		
・溪流等にお ける盛土 ・谷埋め盛土	溪床勾配2°以上かつ溪流から両 幅2.5mの区間。		

(2) 住民等への周知は以下のいずれかの方法によってください。

①説明会の開催

②工事内容記載書面の周辺住民等への配布

③工事内容の掲示及びインターネットによる周知

また、当該事業が手続条例に該当する場合は、手続条例に則って周知してください。

なお、溪流等又はこれに類する土地で、高さが 15 メートルを超える盛土をする場合は、必ず説明会を開催する必要があります。

(3) 周知する工事の具体的内容は表 5 - 2 のとおりです。

表 5 - 2 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

5-3 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が豊田市に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間です。

表 5-3 標準処理期間

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する 工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	30
土石の堆積に関する工事の許可	法第 30 条第 1 項	14
※標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備の訂正等に要する期間は 含みません。 ※標準処理期間の日数は、豊田市の休日を決める条例による市の休日（土曜日、日曜日、国 民の祝日に関する法律で定める休日、12月29日から1月3日）は含みません。 ※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容によっては、実際の処理日 数が標準処理期間を超える場合もあります。		

5-4 設計者の資格

- (1) 宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当している場合は、宅地造成等に関する工事の設計者が資格を有していることが必要です。
- ア 高さが 5 m を超える擁壁を設置する場合
 - イ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地において排水施設を設置する場合
- (2) (1) の設計者の資格について、表 5-4 のいずれかに該当している必要があります。

表 5 - 4 設計者の資格

法令		資格	備考
政令第 22 条	1 号	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	2 号	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	3 号	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	4 号	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。	
省令第 35 条	1 号	土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者	講習の修了証等の添付が必要
	2 号	前号に掲げる者のほか国土交通大臣が政令第 22 条 1 号から 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 【国土交通大臣が認める者は以下のとおり】 ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者 イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。） ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者 エ アからウに掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者 （令和 5 年 5 月 26 日告示第 4 号）	資格証等の添付が必要

5 - 5 許可申請に必要な書類

許可申請時には、表 5 - 5 又は表 5 - 6 に示す書類を 2 部（正本、副本各 1 部）を提出してください。

表 5 - 5 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類

書類の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
☐ 許可申請書			☐ 【省令様式第 2】
☐ 委任状			※申請手を委任する場合のみ。
☐ 位置図	☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物	☐ 1/10,000 以上	
☐ 地形図（現況図）	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、 ☐ 地盤高（現況）	☐ 1/2,500 以上	☐ 等高線は 2 m の標高差を示すものとする。
☐ 土地の平面図	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、 ☐ 地盤高（現況、計画）、 ☐ 盛土又は切土をする土地の部分、 ☐ のり面勾配、 ☐ のり面保護工 ☐ 以下の位置 ☐ 崖、 ☐ 擁壁、 ☐ 崖面崩壊防止施設、 ☐ 排水施設、 ☐ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、 ☐ その他の土留、 ☐ 段切り	☐ 1/2,500 以上	☐ 定期報告・中間検査の要否 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ☐ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるよう番号を付すこと。 ☐ 盛土部分は緑色、切土部分は茶色で着色すること（別図とすることも可）。
☐ 土地の断面図	☐ 盛土又は切土をする前後の地盤面、 ☐ のり面勾配、 ☐ 段切り、 ☐ のり高	☐ 1/2,500 以上	☐ 高低差の著しい箇所について作成すること。 ☐ 盛土部分は緑色、切土部分は茶色で着色すること。
☐ 排水施設の平面図	☐ 排水施設の位置、 ☐ 種類、 ☐ 材料、 ☐ 形状、 ☐ 内法(のり)寸法、 ☐ 勾配、 ☐ 水の流れの方向、 ☐ 吐口の位置、 ☐ 放流先の名称、 ☐ 流末保護方法	☐ 1/500 以上	※排水施設の設置が必要な場合のみ ☐ 排水施設が必要となる事象
☐ 排水施設の構造図	☐ 全ての排水施設、 ☐ 流末保護方法		※排水施設の設置が必要な場合のみ
☐ 崖の断面図	☐ 崖の高さ、 ☐ 勾配、 ☐ 土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、 ☐ 盛土又は切土をする前の地盤面、 ☐ 崖面の保護の方法、 ☐ 段切り、 ☐ 排水施設、 ☐ のり面保護工	☐ 1/50 以上	※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
☐ 擁壁の断面図	☐ 擁壁の寸法及び勾配、 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法、 ☐ 裏込めコンクリートの寸法、 ☐ 透水層の位置及び寸法、 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面、 ☐ 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	☐ 1/50 以上	☐ 大臣認定書（大臣認定擁壁の場合）
☐ 擁壁の背面図	☐ 擁壁の高さ、 ☐ 水抜穴の位置、材料及び内径、 ☐ 透水層の位置及び寸法	☐ 1/50 以上	
☐ 崖面崩壊防止施設の断面図	☐ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、 ☐ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、 ☐ 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、 ☐ 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	☐ 1/50 以上	
☐ 崖面崩壊防止施設の背面図	☐ 崖面崩壊防止施設の寸法、 ☐ 水抜穴の位置、 ☐ 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	☐ 1/50 以上	☐ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
☐ 構造計算書	☐ 擁壁の概要、 ☐ 構造計画、 ☐ 応力算定及び断面算定		※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合のみ
	☐ 崖面崩壊防止施設の概要、 ☐ 構造計画、 ☐ 応力算定及び断面算定（「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付すること）		※崖面崩壊防止施設の場合のみ
☐ 排水計算書	☐ 勾配及び流速、 ☐ 計算結果		※排水施設の設置が必要な場合のみ

☐ 安定計算書	☐ 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算		※審査基準で安定計算が必要となる場合のみ ☐ ボーリング柱状図、土質試験結果（審査基準で求める場合）
☐ 土地の公図の写し	☐ 境界線赤枠明示		☐ 3か月以内のもの
☐ 設計資格に関する申告書 （・卒業証明書 ・実務経歴証明書 ・資格、免許等の写し）			☐ 【細則様式第8号】 ※以下のいずれかに該当する場合 ①高さが5mを超える擁壁の設置の場合 ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置の場合
☐ 写真	☐ 土地および周囲の状況を明らかにするもの		☐ 基礎地盤の状況が確認できるよう雑草等を除去すること。
☐ 住民票の写し			※許可申請者が個人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの。
☐ 登記事項証明書の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 工事主の役員の住民票の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 資金計画書			☐ 【省令様式第3】
☐ 同意を得たことを証する書類	☐ 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意		☐ 【細則様式第7号】 ☐ 実印を使用 ☐ 同意者の印鑑登録証明書 ※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権に係る権利者の同意は不要
☐ 土地の登記事項証明書の写し			☐ 3か月以内のもの
☐ 住民への周知措置を講じたことを証する書類	〈手続条例による場合〉 ☐ 手続条例の承認通知書		
	〈手続条例によらない場合〉 ①説明会開催の場合 ☐ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ☐ 開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ②書面配布の場合 ☐ 配布した書面 ☐ 配布範囲が分かる位置図等		
☐ 法違反がないことの誓約書			☐ 【細則様式第3号】 ☐ 実印を使用
☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書			☐ 【細則様式第4号】 ☐ 実印を使用
☐ 印鑑証明書			※工事主が個人の場合は印鑑登録証明書
☐ 役員等報告書			☐ 【細則様式第5号】 ※工事主が法人の場合のみ。
☐ 経理的基礎申告書			☐ 【細則様式第1号】
☐ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書			※工事主が法人の場合のみ。
☐ 直前3年の法人税の納税証明書			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 完納を確認できるもの
☐ 資産に関する調書			☐ 【細則様式第2号】 ※工事主が個人の場合のみ。
☐ 直前3年の所得税の納税証明書			※工事主が個人の場合のみ。 ☐ 完納を確認できるもの
☐ 工事施行者の能力に関する申告書			☐ 【細則様式第6号】
☐ 工事施行者の登記事項証明書の写し			※工事施行者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 工事施行者の住民票の写し			※工事施行者が個人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 本チェックシート	☐ 全ての ☐ にチェックをして提出する。		

表 5 - 6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

書類の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
☐ 許可申請書			☐ 【省令様式第 4】
☐ 委任状			※申請手を委任する場合のみ。
☐ 位置図	☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物	☐ 1/10,000 以上	
☐ 地形図（現況図）	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、 ☐ 地盤高（現況）	☐ 1/2,500 以上	☐ 等高線は 2 m の標高差を示すものとする。
☐ 土地の平面図	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠）、 ☐ 地盤高（現況）、 ☐ 空地の位置、 ☐ 柵その他これに類するものを設置する位置、 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置と内容 【地盤勾配 1/10 超又は空地を確保できない場合】 ☐ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置と内容	☐ 1/500 以上	☐ 定期報告の要否 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ☐ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
☐ 土地の断面図	☐ 土石の堆積をする前後の地盤面、 ☐ 最大堆積高さ	☐ 1/500 以上	
☐ 構造計算書	☐ 措置の概要、 ☐ 構造計画、 ☐ 応力算定、 ☐ 断面算定		※以下のいずれかの場合のみ ①土石の堆積を行う面を堅固な構造物で構築する（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下のものに限る。）、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 ②堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合
☐ 土地の公図の写し	☐ 境界線赤枠明示		☐ 3 か月以内のもの
☐ 写真	☐ 土地および周囲の状況を明らかにするもの		☐ 基礎地盤の状況が確認できるよう雑草等を除去すること。
☐ 住民票の写し			※許可申請者が個人の場合のみ。 ☐ 3 か月以内のもの。
☐ 登記事項証明書の写し			※許可申請者が法人の場合のみ。 ☐ 3 か月以内のもの
☐ 工事主の役員の住民票の写し			※工事主が法人の場合のみ。 ☐ 3 か月以内のもの
☐ 資金計画書			☐ 【省令様式第 5】
☐ 同意を得たことを証する書類	☐ 工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意		☐ 【細則様式第 7 号】 ☐ 実印を使用 ☐ 印鑑登録証明書 ※抵当権、根拠当権、先取特権等の担保物権に係る権利者の同意は不要
☐ 土地の登記事項証明書の写し			☐ 3 か月以内のもの
☐ 住民への周知措置を講じたことを証する書類	〈手続条例による場合〉 ☐ 手続条例の承認通知書		
	〈手続条例によらない場合〉 ①説明会開催の場合 ☐ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ☐ 開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ②書面配布の場合 ☐ 配布した書面		

	☐ 配布範囲が分かる位置図等		
☐ 法違反がないことの誓約書			☐ 【細則様式第3号】 ☐ 実印を使用
☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書			☐ 【細則様式第4号】 ☐ 実印を使用
☐ 印鑑証明書			※工事主が個人の場合は印鑑登録証明書
☐ 役員等報告書			☐ 【細則様式第5号】 ※工事主が法人の場合のみ。
☐ 経理的基礎申告書			☐ 【細則様式第1号】
☐ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書			※工事主が法人の場合のみ。
☐ 直前3年の法人税の納税証明書			※工事主が法人の場合のみ。 ☐ 完納を確認できるもの
☐ 資産に関する調書			【細則様式第2号】 ※工事主が個人の場合のみ。
☐ 直前3年の所得税の納税証明書			※工事主が個人の場合のみ。 ☐ 完納を確認できるもの
☐ 工事施行者の能力に関する申告書			☐ 【細則様式第6号】
☐ 工事施行者の登記事項証明書の写し			※工事施行者が法人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 工事施行者の住民票の写し			※工事施行者が個人の場合のみ。 ☐ 3か月以内のもの
☐ 本チェックシート	☐ 全ての□にチェックをして提出する。		

5－6 許可申請手数料

許可申請時に必要な手数料は、表５－７又は表５－８のとおりです。

表５－７ 【宅地造成、特定盛土等】手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500 ㎡以内	26,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	35,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	58,000 円
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	73,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	110,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	130,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	210,000 円
20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	270,000 円
40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内	380,000 円
70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	510,000 円
100,000 ㎡を超え	630,000 円

表５－８ 【土石の堆積】手数料

土石の堆積をする土地の面積	手数料
500 ㎡以内	13,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	15,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	22,000 円
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内の	24,000 円
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	36,000 円
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	39,000 円
10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	48,000 円
20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	60,000 円
40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内	75,000 円
70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	100,000 円
100,000 ㎡を超え	120,000 円

注) 変更許可申請手数料は、次の(ア)、(イ)、(ウ)を合算した額とします。

(ア) 工事の設計変更の場合は、土地の面積に応じ表５－７又は表５－８に規定する額の１０分の１

((イ) のみの変更の場合を除く。土地の面積は、縮小を伴う場合は縮小後、追加を伴う場合は追加前の面積とする)

(イ) 土地の追加に係る設計変更の場合は、追加される面積に応じ表５－７又は表５－８に規定する額

(ウ) その他の変更については、１１，０００円

5-7 標識の掲示

許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手する前に、見やすい場所に図5-3に示す標識を設置してください（宅地造成又は特定盛土等：省令様式第23、土石の堆積：省令様式第24）。

図5-3 標識

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可
特定盛土等に関する工事の届出

済標識

1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

[注意]

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識

1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

[注意]

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

5－8 変更許可及び変更届

許可後に宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、表5－9のとおり変更許可の申請又は変更の届出を行ってください。技術基準への適合、設計者の資格、許可証の交付については、当初の許可と同様の基準で行います。なお、開発許可によるみなし許可を受けた場合、開発許可の変更許可・届出を行ったときは、盛土規制法の変更許可・届出をしたものとみなします。

なお、工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更については、法人格の変更がないものの、名称や住所が変更となった場合や、相続等で一般承継した場合などが該当し、工事主、設計者又は工事施行者そのものが変更となる場合は、新規に許可を取得する必要がありますので注意してください。

表5－9

手続区分	変更内容	備考	様式
変更許可	下記以外の工事計画の変更		省令様式第7 (宅地造成又は特定盛土等) 省令様式第8 (土石の堆積)
変更届	①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更		細則様式第9号
	②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更	土石の堆積においては、変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えないものに限る	

6 定期報告及び検査等

6-1 定期報告

定期報告は、表 6-1 の対象規模に該当する場合に、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 6-1 定期報告について

行為	報告を要する規模	報告事項	提出書類	報告の期間
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土の高さ・面積・土量、擁壁等に関する工事の施行状況	細則様式第 10 号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から 3 か月ごと（常に 3 か月以内に提出が必要。）
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量、前回から新たに堆積・除却された土石の土量	細則様式第 11 号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	

6-2 中間報告

宅地造成又は特定盛土等に対しては、許可の際に表6-2の重要工程の報告義務を付すことがあります。その場合は、各工程が完了したら、記載の書類を遅滞なく提出してください。

表6-2 中間報告

重要工程	報告内容	提出書類
基礎地盤	傾斜地における段切りの施行状況	・スタッフ等により幅と高さを撮影した写真
排水層	盛土内排水層の施行状況	・スタッフ等により厚さ、延長長さを撮影した写真 ・材料を撮影した写真 ・小段ごとに設置されていることを撮影した写真
盛土	盛土の締固め状況	・スタッフ等により巻出し厚が30cm以下となっていることを撮影した写真 ・締固めが行われていることを撮影した写真 ・盛土が所定の締固め度を有していることを示す書類
擁壁	現場打ち擁壁の施行状況	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・鉄筋種類、鉄筋径、配筋間隔、かぶり厚さが設計内容と整合していることを撮影した写真 ・裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施行されていることを撮影した写真
	プレキャスト擁壁の施行状況	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施行されていることを撮影した写真
	練積み擁壁の施行状況	・裏込め砕石が設計内容通り施行されていることを撮影した写真
	崖面崩壊防止施設の施行状況	・設計どおりの部材を用いて施行されていることを撮影した写真

6-3 中間検査

中間検査は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程が含まれており、表6-3の対象規模（定期報告と同規模）を超える場合に必要となります。これは、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。なお、土石の堆積には中間検査はありません。

また、中間検査の結果により是正が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進むこととなります。

表6-3 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	提出書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	省令様式第13、検査対象を明示した平面図	暗渠排水管配置完了から4日以内

6-4 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、表6-4のとおり、宅地造成又は特定盛土等の場合は完了検査、土石の堆積の場合は確認を実施します。

表6-4

行為	区分	申請書類	交付書類	検査申請時期	添付書類
宅地造成又は特定盛土等	検査	様式第9	検査済証	工事完了から4日以内	着手前から完了までの施行状況がわかる一連の写真、不可視部の写真（中間検査、定期報告、中間報告で提出済なら省略可）
土石の堆積	確認	様式第11	確認済証		

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること
- 3) 検査又は確認の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査又は確認を受けること

7 手続一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表 7 - 1 手続一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	省令様式第 2（宅地造成又は特定盛土等） 省令様式第 4（土石の堆積）
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	法第 30 条第 1 項	
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可	法第 16 条第 1 項	省令様式第 7（宅地造成又は特定盛土等） 省令様式第 8（土石の堆積）
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可	法第 35 条第 1 項	
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	細則様式第 9 号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出	法第 35 条第 2 項	
揭示	標識の	標識の揭示	法第 49 条	省令様式第 2 3（宅地造成又は特定盛土等） 省令様式第 2 4（土石の堆積）
工事等の届出	当初	工事等の届出 ^{注 1} （宅地造成等工事規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 21 条第 3 項	省令様式第 1 7
		工事等の届出 ^{注 1} （特定盛土等規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 40 条第 3 項	
		工事等の届出 （宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第 21 条第 4 項	省令様式第 1 8
		工事等の届出 （特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第 40 条第 4 項	
検査	中間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項	省令様式第 1 3
		特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 37 条第 1 項	
報告	定期	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	細則様式第 1 0 号
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 38 条第 1 項	細則様式第 1 1 号
完了検査等		宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 17 条第 1 項	省令様式第 9
		特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 36 条第 1 項	
		土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	省令様式第 1 1

注 1 規制区域の指定前に設置された擁壁等を除去する場合も届出対象。

改めて、許可、中間検査、定期報告、完了検査の必要な規模を表 7 - 2 にまとめます。

表 7 - 2

区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査等
宅造区域・特盛区域	宅地造成	①盛土で高さ 1 m 超の崖ができる工事 ②切土で高さ 2 m 超の崖ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ 2 m 超の崖ができる工事（①、②以外） ④盛土で高さ 2 m 超の工事（①、③以外）	①盛土で高さ 2 m 超の崖ができる工事 ②切土で高さ 5 m 超の崖ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ 5 m 超の崖ができる工事（①、②以外） ④盛土で高さ 5 m 超の工事（①、③以外） ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積 3,000 m ² 超の工事（高さ 30cm 超の盛土又は切土に限る）		許可対象全て
	特定盛土等	⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積 500 m ² 超の工事（高さ 30cm 超の盛土又は切土に限る）			
	土石の堆積	①高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超の工事 ②面積 500 m ² 超の工事（高さ 30cm 超の堆積に限る）	事後確認が可能なため対象外	①高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m ² 超の工事 ②面積 3,000 m ² 超の工事（高さ 30cm 超の堆積に限る）	許可対象全て

8 その他の留意事項

- 1) 不正な手段により許可を受けた場合、許可を取消すことがあります。
- 2) 無許可で施行する工事、許可条件に違反する工事、技術基準に不適合の工事、必要な中間検査を受けないで施行する工事に対しては、工事の停止又は災害防止措置を命ずることがあります。
- 3) 災害防止のため必要がある場合は、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者（以下、土地所有者等）に対し、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する場合があります。
- 4) 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きい場合は、土地所有者等に対して、必要な工事を行うことを命ずる場合があります。
- 5) 許可又は検査を行うため、職員が土地に立ち入ることがあります。
- 6) 土地所有者等に対して、工事状況の報告を求める場合があります。
- 7) 同法への違反者に対しては、違反した内容に応じて、最大 3 年以下の懲役又は 1,000 万円以下（法人に対しては 3 億円以下）の罰金が規定されています。

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請の手引

令和6年10月1日 発行

発行 豊田市都市整備部開発調整課

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市 都市整備部 開発調整課

電 話：0565-34-6744

FAX：0565-34-6011

メール：kaihatsu@city.toyota.aichi.jp



豊田市 盛土規制法

検索

